

入札説明書(富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達))

この入札説明書は、本件調達に関し、富山県会計規則(昭和 62 年富山県規則第 17 号。以下「会計規則」という。)その他関係法令及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県立図書館情報プラザシステム(ハードウェア等) 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達)仕様書による

(3) 借入期間

令和8年3月2日から令和 13 年3月1日(60 ヶ月)

(4) 借入場所

富山県立図書館

(5) 納品期限

令和8年1月 30 日(金)

(6) 納品場所

株式会社インテック行政システム事業本部行政システム開発部(富山市牛島新町 2-2)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和7年富山県告示第 118 号)第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、競争参加資格確認申請書の提出期限の日までに富山県会計規則(昭和 62 年富山県規則第 17 号)第 86 条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に等級が A の者として登載されている者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者(以下、入札参加者という)は、別記1の(1)に掲げる書類を、令和7年 11 月 10 日(月)の提出期限までに、12 の(1)の場所へ持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 上記(1)により提出する書類のうち「定価見積書」は、入札しようとする物品等が納品可能であることの証明として、仕様書に示した規格、機能、性能等(仕様書に示した納品に係る一切の諸経費も含む)に適合したものであること。

この「定価見積書」の提出がない場合、物品等が納品できない者として入札参加資格の確認において、審査結果「資格無し」として取り扱うものとする。

4 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和7年 11 月 14 日(金)までに競争参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

5 入札

(1) 入札書の提出方法

入札書の提出場所及び提出期限、提出時に必要な書類は、別記1の(2)のとおりとする。

入札者は、提出期間中に持参又は郵送により提出すること。また、この場合において郵送による時は、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期間中に必着とすること。

持参により提出する場合は、入札書を封書に入れ密封し、その封皮に入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和7年 11 月 28 日開札 富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達) 入札書在中」と朱書すること。

郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書及び審査結果「資格有り」とされた競争参加資格確認結果通知書の写しを中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮及び外封筒の封皮に、入札参加者の商号又は名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「令和7年 11 月 28 日開札 富山県立図書館情報プラザシステム(物品調達) 入札書在中」と朱書すること。

持参、郵送以外の方法による入札は認めない。

(2) 入札書の提出期間

令和7年 11 月 14 日(金)から令和7年 11 月 27 日(木) 午後5時まで

- (3) 入札参加者は、入札公告、この入札説明書、別添仕様書及び別添入札者心得並びに別添契約書(案)を熟覧のうえ入札しなければならない。

- (4) 質問等については、軽微なものを除き文書によるものとする。なお、質問等の受付は、令和7年 11 月 6 日(木)正午までとする。質問及び回答は、令和7年 11 月 14 日(金)までに、質問者名を伏せた上で富山県のホームページに掲載する。質問及び回答は質問者名を伏せた上で掲載する予定であり、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問を行うこと。

- (5) 入札手続及び入札に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国

通貨表示に限る。

- (6) 入札参加者が代理人又は復代理人の場合は、入札書と併せて、競争入札参加資格を有する者の押印(外国人の書名を含む。以下同じ。)のある委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札書に記載する金額は、入札する物品等の価格のほか、輸送費、保険料等、本件借入に要する一切の諸経費を含めた金額の、1ヶ月分のリース料の金額とする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 競争入札参加資格の資格停止期間中の者は、入札書の提出をすることができない。
- (9) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類については、返却しない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者が独禁法に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をする等の場合で、競争入札の適正な執行が妨げられる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し若しくは中止することがある。これは開札の場合も同様である。

6 開札

- (1) 開札の日時及び場所は、別記2の(1)のとおりとする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない場合は、開札日の前日までに、その旨を12の(1)の場所に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に、本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 開札の場所(以下「入札場」という。)には、入札参加者及び本件入札執行事務に関係のある職員及び(2)の立会いの職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者は、入札場に入場するときは、写真付身分証明書(運転免許証等)を提示し、その写しを提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (6) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、開札が終了するまで入札場を退場することができない。

- (7) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合においては、直ちに再度の入札をする。
- (8) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札書の提出を行ったもので、入札・開札の日時に入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (9) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の入札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

7 入札保証金

免除する。

8 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 審査結果「資格有り」とされた競争参加資格確認結果通知書を受けていない者のした入札。
- (2) 審査結果「資格有り」とされた競争参加資格確認結果通知書の写しを提出していない者の入札。
- (3) 郵便入札の場合において、封皮に「入札書在中」の表示のない入札。
- (4) 入札書の記載金額を加除訂正した入札。
- (5) 入札書に記載した事項(金額を除く。)を訂正し、その箇所に押印のない入札。
- (6) 入札者心得第6の各号に該当する入札。
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 上記(2)の同価を入札した者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 発注者が本契約に係るリース会計基準の判定等に用いるための資料として、本契約で調達する各機器の本体価格、保守料及びそれ以外の費用の詳細な内訳が

わかる資料の提出を落札者に求めたとき、落札者は関係書類の作成及び提出に協力すること。

10 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び金額は、日本語及び日本国通貨表示に限る。
- (3) 契約条項
別添契約書(案)のとおり

11 契約保証金

- (1) 落札者は、申請により契約保証金の納付の免除を受けた者を除き、落札決定を通知した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び祝日を除く）以内に、富山県が発行する納入通知書により契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付額は、前記5の(7)の落札価格に60を乗じた金額の100分の10に相当する額以上の金額とする。
- (3) 契約保証金の免除
 - ① 免除の要件（ア又はイのいずれか）
 - ア 落札者が、保険会社との間に富山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 落札者が、過去2年間（令和5年11月28日～令和7年11月27日）に国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ② 免除手続きは、別紙様式により、別記3の(1)の指定期限までに申請すること。
 - ③ 免除の可否は、書面で通知する。
 - ④ 契約保証金の納付の免除の承認を受けた落札者は、契約書に、当該契約保証金納付免除承認の通知書の写しを添付しなければならない。
- (4) 落札者がその義務を履行しないときは、保証金は県に帰属する。
- (5) 保証金の還付は、契約履行後に、口座振替により行う。

12 その他必要な事項

- (1) 本件入札に関する問合せ先及び契約条項を示す場所
〒930-0115 富山市茶屋町 206-3

富山県立図書館普及課

電話 076-436-0229

- (2) 競争入札参加資格の審査に関する事項の照会先及び登録申請の提出先
前記 12 の(1)のとおり
- (3) 入札参加者又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用は、全て入札参加者又は契約の相手方が負担しなければならない。
- (4) 本件調達手続に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

別 記

1 提出書類一覧

(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限までに提出するもの

- ① 提出期限 **令和7年11月10日(月) 午後5時**
- ② 提出場所 富山県立図書館普及課(富山市茶屋町 206-3)
- ③ 提出書類

・競争参加資格確認申請書 1通

・定価見積書 1通

※定価見積書には、仕様書に示した納品に係る一切の諸経費も記載すること

※定価見積書には、代表者印の押印、又は発行責任者及び担当者の役職氏名を記載すること

(2) 入札書提出までに提出するもの

- ① 提出期限 **令和7年11月27日(木) 午後5時**
- ② 提出場所 富山県立図書館普及課(富山市茶屋町 206-3)
- ③ 提出書類

・入札書(封書にすること) 1通

・競争参加資格確認結果通知書の写し 1通

・委任状(代理人が入札する場合) 1通

2 開札

(1) 開札の日時 **令和7年11月28日(金) 午前10時**

開札の場所 富山県立図書館(富山市茶屋町 206-3)
別館3階多目的ホール

(2) 持参する書類

・入札書及び封書の予備(再度の入札用) 各1通

・身分証明書(運転免許証等)及びその写し 各1通

3 契約保証金の免除

(1) 申請期限 落札決定した日の翌日から起算して2日以内(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

(2) 提出場所 富山県立図書館普及課(富山市茶屋町 206-3)

入 札 者 心 得

第1 競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。)及びこの心得を守らなければならない。

第2 入札者は、会計規則第91条による公告、第97条による通知、入札説明書及び仕様書その他関係書類並びに契約書(案)等を熟覧のうえ、所定の様式を標準とする入札書による総額又は単価をもって入札しなければならない。

第3 入札者は、開札に立ち会わなければならない。ただし、あらかじめ開札に立ち会うことができない旨を届け出た場合は、この限りではない。

第4 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別添)を十分理解し承諾のうえで入札したものとみなす。

第5 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第6 次の号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (4) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者のした入札又は入札保証金の免除を受けなかった者のした入札で入札書に入札保証金納付証明書の添付のないもの
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
- (6) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
- (7) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到達しなかった入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) その他入札に関し不正行為があった者のした入札

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ）は、今回の入札に参加するに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び本入札に係る契約の契約期間中は該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、富山県から求められた場合には、当社の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することを承諾します。

記

- 1 取締役等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者